平成２８年（フ）第１７６号
栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡1606番地３
債務者　鈴木　慎也
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０９号
東京都西東京市西原町４丁目３番49号12―410
債務者　木村　嘉秀
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９０６号
横浜市泉区中田南３丁目28番42―209号
債務者　井澤　　豪
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５９号
神奈川県高座郡寒川町大曲４丁目10番７号　グランメゾン湘南Ｂ201
債務者　久保田政康
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７０号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目７番地の７　イザワビル503
債務者　鈴木明日香（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２号
釧路市治水町10番26号
債務者　渡邊　　晃
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１４０５号
福岡市城南区七隈４丁目８番17号
破産者　合同会社祐徳
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７２号
福岡市中央区笹丘２―22―22―304
破産者　株式会社アートキュレーター
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３号
千葉県山武市椎崎275番地１
破産者　藪田　光男
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６号
大阪府豊中市服部豊町２丁目11番１号
破産者　有限会社光玲
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５８９号
福岡県筑紫野市湯町３丁目８番２―102号
破産者　株式会社アイソトープ
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３６号
福岡県糟屋郡志免町東公園台２丁目21番６号
破産者　株式会社キャパ
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４８０号
栃木県日光市今市691番地
破産者　有限会社石岡時計店
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８号
栃木県小山市大字羽川385番地72　ラコントルＢ棟101、前住所栃木県下野市駅東５丁目９番３号　フィオーレＡ―103
破産者　菊地　一陽（旧姓高瀬）
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６３号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目３番13号　宇都宮レジデンス501号、住民票上の住所群馬県みどり市大間々町桐原569番地６
破産者　齋藤　貴志
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９１号
埼玉県春日部市赤沼1380番地２
破産者　鹿浜倉庫株式会社
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２号
福島県相馬市大曲字大毛内355番地の１
破産者　株式会社サクシード
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第１４７７号
神奈川県平塚市宮松町12番13―205号　藤沢介護ホーム湘南平塚苑、開始決定上の住所神奈川県藤沢市朝日町19番地の１　シティコート藤沢303号
破産者　中尾星一こと　趙　　星一
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部